

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和4年11月18日
-第53号-

SNS詐欺



怪しいSNSに注意!

- ・「1億円をばらまきます」や「100万円を50人にプレゼントします」といった企画を、SNS上で見かけることがあります。
- ・プレゼントをもらうためには会員に登録して登録料を支払う必要があると言われ、そのとおりにするといつの間にかアカウントにアクセスできずに音信不通になってしまうことがあります。

アドバイス

- こうした怪しいSNSの目的としては、**金銭詐欺**のほか、**個人情報の収集**、**アカウントの転売**、**情報コンテンツの販売**といったものが考えられます。
- 「当たった」とか「ありがとうございます」と投稿されているものもありますが、サクラによる投稿や自作自演の可能性が高いです。**絶対に連絡しないようにしましょう。**

不安に思った場合は、

すぐに最寄りの消費生活センターに相談!

※この4コマ漫画は「2021年消費者トラブル防止4コマ漫画コンテスト」入選作品です。

山口大学 田中 陽菜さん 作

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

豆知識

SNS等での誹謗中傷などの被害に遭った時の相談先

- ・ SNSには自分の考えや思いを気軽に投稿できますが、その投稿内容によっては他の人を傷つけてしまいかねません。投稿する際には人を傷つけてしまう内容になっていないか、不確かな情報や個人情報を投稿しようとしていないか、確認しましょう。
また、万が一、自分が誹謗中傷を受けた場合の相談先や対応方法を知っておきましょう。

- ネットトラブルの専門家に相談したい
自分で削除依頼を行う方法を知りたい

相談先：違法・有害情報相談センター

- 人権問題の専門家に相談したい
法務省に削除要請を依頼したい

相談先：みんなの人権110番

- 民間機関に相談したい
プロバイダに対応を促してほしい

相談先：誹謗中傷ホットライン



※出典：「インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内」総務省

お知らせ

**困ったときは一人で悩まず
消費生活センターに相談してください！**

消費生活センターでは、商品やサービスの契約・解約などに関する相談を受け付けています。

- 来所でも電話でも相談できます。
- 相談は、**無料**です。通話料は必要です。
- 専門の相談員が、**公正・中立な立場**で問題解決のお手伝いをします。

秘密厳守！



全国共通の電話番号
**消費者ホットライン
188**

《消費者ホットライン188》

お近くの市町や県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が**分からない**

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど